

再質問状(その2)

1 再質問の趣旨と要求

当財団は貴殿に対し、令和6年2月10日付質問状(第156-36-13937-4号書留内容証明郵便物)にて令和5年舞鶴市議会12月定例会第4日(令和5年12月12日)の「第92号議案 指定管理者の指定について(舞鶴市西市民プラザ)」に関する議会発言について質問(1)~(5)をしましたところ、令和6年2月19日付回答書(第178-34-30359-4号書留内容証明郵便物)を受領致しました。迅速な御対応に御礼申し上げます。

貴殿は、上記の議会で、ある若者(男性)のメッセージを紹介されました。そのメッセージの内容は、「その若者はNPO法人まちづ

くりサポートクラブの理事の支援を受けて西市民プラザの活動が継続できた。次期指定管理者が NPO 法人まちづくりサポートクラブでなければ、ダンスや軽音などの活動ができなくなる。」という趣旨のものでした。

しかし、公営施設において、指定管理者が変わることで、特定の若者や団体の活動が制限される筈がありません。万一そのような事態が生じるとすれば、NPO 法人まちづくりサポートクラブは、何らかの目的で、特定の若者もしくは団体を特別扱いしていたからです。

貴殿のこの「若者のメッセージ」の紹介は、次期指定管理者候補であった当財団があたかも「若者を排除する」もしくは「協力的でない」かのように誤認されかねない表現でした。

結果として、令和5年12月定例会において、当財団が指定管理者候補となっていた

「第 92 号議案 指定管理者の指定について（舞鶴市西市民プラザ）」は否決されました。当財団は、舞鶴市指定管理者選定委員会（令和 5 年 11 月 6 日）において令和 6 年度から令和 10 年度迄の指定管理者候補として選定を受けており、舞鶴市議会 市民文教委員会（令和 5 年 12 月 14 日）では議案が可決されましたが、本会議では否決される、舞鶴市としては異例の結果となりました。議会が指定管理者指定議案を本会議で否決した事は、舞鶴市指定管理者選定委員会の評価、決定を無視すると共に、市民文教委員会の議決も否定されたもので、その経緯や背景は市民に対して広く、丁寧に説明されるべきものと考えます。

貴殿は、本会議での否決理由は「指定管理者の募集要項にあった西市民プラザの運営方針が十分な地元説明と協議、調整が無

く、舞鶴市が一方的に目指す地域の将来像と西市民プラザの基本的ビジョンを定め、募集を行ったことに惹起いたします。」と回答されましたが、貴殿の上記の若者のメッセージの引用が議会採決に強く影響したと考えます。

貴殿は上記回答書において「今後は新政クラブ議員団宛てに質問状を頂戴しますよう」と回答されましたが、本件質問は、一般質問で行われており、会派とは無関係です。一般質問は、1人の議員として発言に責任を持つべきで、会派に所属していなくても、誰でも平等に機会が与えられ、代表質問とは異なります。上記の貴殿の発言の説明責任は全て貴殿が負うのは明らかです。本質問状においても引き続き貴殿の説明を求めます。

つきましては、以下の通り再質問しますので、令和6年3月5日までに文書にて回答を

お願い致します。尚、公的施設の指定管理者の指定手続きは、情報を公開の上、公平公正に進められるべきものであると考えますので、本書面及び貴殿からの回答は、全て公開(マスメディア等)させていただきます(但し、仮にその若者が実在し、未成年もしくは個人情報公開を望まないのであれば、その若者の名誉・プライバシーには十分配慮します。)

再質問(1) 先の当財団の質問(1)について、貴殿は、「一般的に、議員活動の中で寄せられる意見やメッセージについては、基本的に守秘義務が生じることから、個人が特定されるような情報については発信致しませんのでご了承ください。」と回答されましたが、舞鶴市指定管理者選定委員会の評価を否定し、指定管理者の指定議案を新政クラブ

議員団、自民党鶴政クラブ議員団をあげて否決する極めて異例で、市政運営において憂慮されるべき事態に至っています。貴殿がこのメッセージの若者を貴殿の質問の発端となった極めて重要な証人であるとするなら、その若者がどういう種類の活動を行っていて、どういうサポートをNPO 法人まちづくりサポートクラブから受けてきたのか説明責任があります。議会で紹介された「若者のメッセージ」は、誰がいつ、どのような状況で貴殿に伝えたのか、改めて状況を詳しくご回答ください。ご回答頂けない場合には、その若者の実在性に疑問を持たざるをえません。実在性を証明できる情報をお示してください。

また、「関係者、また他の方々からも多数の意見を頂戴いたしました。」と回答されましたが、これら全てについて同様に誰がいつ、どのような状況で貴殿に何を伝えたのかをお示

してください。

再質問(2) 先の当財団の質問(2)について、貴殿は、メッセージの若者が「指定管理者選定経緯や当財団の情報をどれほど把握しているかは存知あげません」と回答されました。貴殿がこの若者のメッセージを議会答弁で引用されるのであれば、この若者が指定管理者制度や当財団の事を公平に理解している事を確認される議員としての責任があります。貴殿は、その確認すら行わず安易にこのメッセージを引用した事は不適切であると言わざるをえません。貴殿の見解をお示してください。特に、貴殿の議会発言によれば、その若者は、まちづくりサポートクラブの理事が開設した音楽スクールの恩恵を受けた人物と思われませんが、これを中立的で一般的な若者の声に置き換えることは、不当であるとしかい

えません。

再質問(3) 先の当財団の質問(3)に対して、NPO 法人まちづくりサポートクラブ様が自主事業の一環として、一部の軽音楽のスクールやダンスの教室に活動機会を提供されていた事を上げておられますが、当財団の質問に対する合理的な理由ではありません。貴殿の回答は論理矛盾であり詭弁です。

また、指定管理者が変わることで、そのような機会が直ちに、全て奪われるような飛躍、断定した一方的な発言は不当です。また、NPO 法人まちづくりサポートクラブのみが軽音楽の活動機会を提供できるかのような表現は不適切です。

一方、貴殿の説明によりますとNPO 法人まちづくりサポートクラブは、先のメッセージの若者が所属するグループには、特別に楽

器の保管場所等を優遇していたと理解できません。指定管理者は、どの利用者に対しても公平公正である必要があります、この団体を優遇するなんらかの判断基準があったと推察されますが、貴殿はその点を確認されていますでしょうか？もし、その具体的な優遇内容と判断基準を確認し、妥当だと判断されたということであれば、その確認経緯と具体的な内容をお示してください。

もし、そのような適切な判断基準が存在するのであれば、指定管理者が変わってもその若者グループの優遇もしくは支援を継続できる可能性があります。一個人や一グループと元指定管理者との個別の問題を、あたかも指定管理者が変わる事で発生する施設全体の問題として取り上げる貴殿の質問姿勢、発言は不当です。貴殿は、当財団が指定管理者となれば、それらの活動に理解を示さないこと

前提としています。これは、間接的に当財団の運営姿勢を否定したものです。貴殿の見解をお示してください。

再質問(4) 当財団の質問(4)に対して、貴殿は「邪推である」と回答されましたが。「邪推である」である根拠をお示してください。このメッセージの若者が不安を抱いて貴殿に相談したのであれば、この若者とNPO 法人まちづくりサポートクラブの間に特別な関係があると考えるのが自然です。また、その事を貴殿も承知していた筈です。もしそうで無ければ、その若者はなぜ不安となり貴殿に相談したのか合理的な理由をお示してください。

貴殿は、上記の若者のメッセージを利用し、あたかもNPO 法人まちづくりサポートクラブが指定管理者でなければならぬ正当な理由とし、NPO 法人まちづくりサポートクラブ

に利益誘導を図ろうとしています。貴殿の見解をお示してください。

再質問(5) 先の当財団の質問(5)について、印象操作を否定されましたが、メッセージの若者が NPO 法人まちづくりサポートクラブと親密な関係にあるのですから、このメッセージ引用は妥当とは言えません。この若者に対して指定管理制度や本件の背景、当法人についての知識も十分に提供しないまま、もしくは、貴殿が当財団に対してヒアリング等を行わないまま、このメッセージを議会で引用した事は、印象操作が目的と言えます。貴殿の見解をお示してください。

質問(6) 貴殿は、舞鶴市が指定管理選定にあたっては一方的に方針を決定されたことに対して異を唱える住民や市民の声を代弁

していると言われますが、舞鶴市は、プレス発表(令和5年8月29日 市長定例記者会見)において基本ビジョンを説明、募集要項は令和5年9月1日に公開されています。貴殿も基本ビジョンが一方的に決定されたと言われるのであれば、この段階で異を唱え、市民や住民からヒアリングを行うべきですが、貴殿は、そのような活動をされたのでしょうか？少なくとも指定管理者選定委員会(令和5年11月6日)が開催されるまでに、なんらかの行動をされたのでしょうか？

次期指定管理者候補が決定してから市民や住民の声を代弁する行為は、明らかに合理性に欠け、不自然です。貴殿の行為は、恣意的に住民や施設利用者の動揺や不安を煽り、拡散させており不当です。貴殿の見解をお示しく下さい。

2 貴殿の議会発言についての当財団の見解(総括)

上記を踏まえて、貴殿の先の議会発言については、以下の通り改めて当財団の見解を申し上げます。

見解(1) 上記の通り貴殿が 議会で紹介された上記の「若者のメッセージ」の真偽は不明であり、貴殿もしくは当該若者の事実誤認があると考えます。貴殿の「若者のメッセージ」紹介発言の撤回及び説明と謝罪訂正を求めます。

見解(2) 貴殿にメッセージを託した若者は、NPO 法人まちづくりサポートクラブから、特別な計らい(指定管理者が変更された場合には、同様の扱いが受けられない可能性

が高いような内容)を受けて、西市民プラザを利用していただけると考えられます。仮に、NPO 法人まちづくりサポートクラブがその若者もしくは団体に何らかの特別な計らいをしていたとしても、貴殿が市議会議員として中立的な立場であれば、指定管理者の指定議案において、このような私的なメッセージもしくは要望を聞き入れるべきではなく、引用は著しく不公平であり、議会発言として不適切です。貴殿は、なんらかの理由で、NPO 法人まちづくりサポートクラブ及び、メッセージの若者もしくはグループに対して利益誘導を図ろうとしていると認識します。

見解(3) 指定管理者が NPO 法人まちづくりサポートクラブ以外の他団体となった場合に、若者のダンスや軽音などの活動が西市民プラザで実施できなくなる筈はありません。

NPO 法人まちづくりサポートクラブが西市民プラザの指定管理者でなくても NPO 法人まちづくりサポートクラブの理事は、引き続き若者を支援することは可能です。上記の若者に不利益があるとするれば NPO 法人まちづくりサポートクラブが施設管理上もしくはイベント開催等において上記の若者もしくは団体の活動を優先、優待していた場合の影響であり、一般の若者のダンスや軽音などの活動が制限される事は一切ありません。

見解(4) NPO 法人まちづくりサポートクラブは、このメッセージの若者もしくは団体と親密な関係があります。貴殿の発言は、その関係性を維持すること、もしくは、このメッセージの若者、特定の人や団体の活動の支援を目的としていると考えます。

見解(5) 上記の通り、貴殿が、この「若者のメッセージ」を議会で紹介される合理的な理由は見当たりません。当財団が指定管理者として指定された場合、貴殿にとって何らかの不都合があり、指定管理者が変わることを阻止する為に、この若者のメッセージを紹介し、議案が否決されるよう印象操作を行い、審議を誘導したことは不当です。

見解(6) 貴殿は、舞鶴市が指定管理選定にあたっては一方的に方針を決定されたと断定されていますが、これは誤った情報です。舞鶴市は、西市民プラザの設置目的、方針は変わっていないと説明しており、基本的ビジョンは、舞鶴市と元現指定管理者(NPO法人まちづくりサポートクラブ)との間で令和5年5月から8月に計4回にわたって、「西市民プラザを高校生などの若者や現役世代

による利用など、幅広い世代の市民が自由に集まり交流できる場とする」ために必要な取組について意見交換を行っており一方的ではありません。従って、NPO 法人まちづくりサポートクラブは、新たな募集要項が発表される前に舞鶴市の基本的ビジョンの内容を十分に把握できたと考えられます。

3 発言の撤回および謝罪訂正の要求

当財団は、貴殿が行った上記の発言について、舞鶴市議会令和6年3月定例会一般質問において、貴殿に対し、以下の要求を申し上げます。

貴殿の上記の議会発言「ある若者のメッセージの引用及び紹介」について、当財団が本質問状にて、不当な引用であると指摘し、その撤回および謝罪訂正を求めます。

もし貴殿からの撤回および謝罪訂正が行
われない場合、当財団は貴殿の発言によっ
て受けた損害に応じた適切な損害賠償請求
の法的手続きを検討せざるを得ません。本要
求に対する貴殿からの速やかな対応をお待
ちしております。

以上

令和6年2月27日

〒624-0937 京都府舞鶴市字西96
一般財団法人有本積善社
代表理事 有本圭志

〒624-0841
京都府舞鶴市字引土 70-4
舞鶴市議会議員 山本治兵衛様